

令和3年度車両系建設機械購入仕様書

本仕様書は、山武郡市環境衛生組合内で使用する車両系建設機械に適用するもので、納入機は次に定める性能、諸元、各部構造その他を満足させる他、ごみ処理場での使用環境に耐え得る耐久性、信頼性と良好な操縦性能を有するものとする。

本仕様書に明記されていない事項については山武郡市環境衛生組合と受注者が協議の上決定する。

1. 件名

令和3年度車両系建設機械購入

2. 納入機械及び数量

油圧ショベル：新車1台

3. 納入場所

山武郡市環境衛生組合(千葉県山武市松尾町金尾 1149-1)

4. 納入期限

令和4年3月30日

5. 購入車両系建設機械

①基本事項

機械質量 7,000kg以上8,500kg未満とする。

走行方式 クローラー方式とする。

舗装面も走行可能なゴム製パットを装着すること。

運転席 キャビン型とする。

その他

- ・エンジン定格出力は、40kW/min⁻¹以上であること。
- ・排土板を装備すること。
- ・山武郡市環境衛生組合が指定する箇所に「山武郡市環境衛生組合」と記載すること。詳細については、受注者と協議する。
- ・現在使用中の車両系建設機械を引き取ること。

②作業能力

1. 最大掘削深は、4,000 mm以上とする。
2. 最大垂直掘削深は、3,500 mm以上とする。
3. 最大掘削半径は、6,500 mm以内とする。
4. 床面最大掘削半径は、6,500 mm以内とする。
5. 最大掘削高は、7,000 mm以上とする。
6. 最大ダンプ高は、5,000 mm以上とする。
7. フロント最小旋回半径は、2,000 mm以内とする。
8. バケット容量は、山積みで0.28 m³（新 JIS 規格）とする。
9. 幅 2,300 mm以上、高さ 500 mm以下の排土板を装備すること。
10. バケット最大掘削力が 55kN（新 JIS 規格）以上あること。
11. 登坂能力は、30 度以上の角度を走行装置のみで登れること。

③安全性

1. キャabinは、労働安全衛生法ヘッドガード基準に対応していること。
2. 転倒時保護構造又は横転時保護構造を備えていること。
3. 油圧ロックレバーを備えていること。
4. 後方確認装置を備えていること。
5. 左右サイドミラーを備えていること。
6. 作業灯は、ブーム及び車体に備えていること。

④環境配慮

1. 特定特殊自動車排出ガス 2014 年基準に適合していること。
2. 国土交通省告示の低騒音型又は超低騒音型建設機械であること。

6. 引取車両系建設機械

油圧ショベル：日本キャタピラ合同社製 1 台

機 種 名：307D

製 造 年 月：平成24年6月

作 業 時 間：1,051.1 時間（令和3年12月13日現在）

※常時作業に使用しているため、引取り時には作業時間が加算される。

7. 保証

保証期間は、1年とする。ただし、製造会社等が別に定めた保証期間が1年以上にわたる場合は、それを適用する。納入後保証期間内において、製作上の欠陥とみなされる故障については、受注者の負担により、修理改善もしくは別の機械と交換しなければならない。また、設計製作の欠陥に起因する重大な故障が発生した場合は、上記期間経過後であっても、受注者の無償修理を原則とする。

本仕様以外の装備については、各メーカーの仕様に準ずる（モデルチェンジ等により本仕様に支障が生じる場合は、事前調整を要することとする）。

8. 提出書類

○納品の報告

納品と同時に納品書作成提出すること。

○写真

全面、背面、側面のカラー写真（デジカメ可）を撮り編綴し、提出する。写真は、山武郡市環境衛生組合の文字が判別できるように撮ること。また、附属品等があれば、別途撮影すること。

○納品附属書類

特定自主検査証明書（原紙1部、写し1部）、取扱説明書等：2部

9. 輸送中の管理

納入機材の取扱いについては、港湾等での荷下ろし時に傷が付かないように注意し、納品場所までの輸送には十分な管理を行うこと。

10. その他

- ・引き取り車両系建設機械を受注者が購入しようとする場合は、その価格を相殺して入札すること。
- ・引き取り車両系建設機械の引き取りに要する経費は、受注者が負担すること。なお、引取り時期については、受注者と協議のうえ決定する。
- ・引き取った車両系建設機械は適正に処分すること。なお、自社使用又は販売、貸し出しを行う際は当組合の名称が記載されている部分を塗りつ

ぶす等、当組合で使用していた旨が判明できないようにすること。

- 落札後10日以内に見積内訳書を提出すること。
- 納品検査には技術者を立ち合わせ、各種質問に答えられるようにすること。
- 納品機械が稼働する場所において、試運転及び取扱方法の説明を行うこと。また、必要に応じ操作指導を行うこと。
- 付帯費用については、機器価格に含むこと。
- 検査、試運転及び取扱説明に要する一切の費用は受注者が負担すること。
- 納品時にその他受注者と協議のうえ必要となる書類を提出すること。
- 本仕様書に関する質問は、別紙質問書により令和3年12月27日正午までに提出すること。なお、質問に対する回答は山武郡市環境衛生組合ホームページ (<https://sankan.chiba.jp/wordpress/>) へ掲載し、電話等による問い合わせには一切応じない。

